

自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

（単位：百万円）

項目	平成12年3月末		平成13年3月末		平成14年	
	さくら銀行	住友銀行	さくら銀行	住友銀行	3月末	
基本的項目	資本金	1,041,538	739,584	1,042,706	752,848	1,326,746
	うち非累積的永久優先株	402,772	250,500	402,577	250,500	650,500
	新株式払込金	—	—	—	—	—
	資本準備金	899,521	643,080	899,521	643,080	1,326,758
	うち非累積的永久優先株	402,772	250,500	402,577	250,500	650,500
	連結剰余金	180,308	242,373	196,060	308,724	438,008
	連結子会社の少数株主持分	319,237	578,865	383,921	606,147	984,088
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	283,750	531,070	283,750	563,020	863,600
	その他有価証券の評価差損()	/	/	/	/	304,837
	自己株式()	/	/	4,595	14,144	17,475
	為替換算調整勘定	—	—	20,939	32,171	15,174
	営業権相当額()	—	—	224	—	228
	連結調整勘定相当額()	—	—	—	6,224	18,518
計 (A)	2,440,605	2,203,904	2,496,449	2,258,261	3,719,366	
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額	—	—	—	—	/
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	/	/	/	/	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	51,672	126,143	46,670	122,193	82,931
	一般貸倒引当金	227,338	365,408	163,151	232,707	929,461
	負債性資本調達手段等	1,382,246	1,652,889	1,141,806	1,653,197	2,577,490
	計	1,661,257	2,144,442	1,351,627	2,008,098	3,589,883
	うち自己資本への算入額 (B)	1,661,257	2,144,442	1,351,627	1,995,364	3,504,772
準補完的項目	短期劣後債務	—	—	—	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	—	—	—	
控除項目	控除項目 (D)	999	—	13,752	103,632	163,331
自己資本額	(A)+(B)-(C)-(D) (E)	4,100,864	4,348,346	3,834,324	4,149,993	7,060,807
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	30,676,736	34,744,749	31,812,599	34,609,029	62,532,180
	オフ・バランス取引項目	1,824,204	2,510,855	1,924,737	3,096,291	4,803,181
	信用リスク・アセットの額 (F)	32,500,941	37,255,604	33,737,336	37,705,321	67,335,362
	マーケット・リスク相当額に係る額(H)/8%(G)	220,657	221,112	154,078	219,900	212,650
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	17,652	17,689	12,326	17,592	17,012
計 ((F)+(G)) (I)	32,721,599	37,476,716	33,891,414	37,925,221	67,548,012	
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(I)×100	12.53%	11.60%	11.31%	10.94%	10.45%	

- (注) 1. 本表の平成12年3月末の資本金(さくら銀行1,041,538百万円、住友銀行739,584百万円、以下同順)は、連結貸借対照表上の資本金(1,042,706百万円、752,848百万円)から自己株式(10百万円、16百万円)及び子会社の所有する親会社株式(1,157百万円、13,247百万円)を控除したものであります。
2. 本表の自己株式(平成13年3月末：さくら銀行4,595百万円、住友銀行14,144百万円、平成14年3月末：17,475百万円、以下同順)は、連結貸借対照表上の自己株式(42百万円、4百万円、283百万円)に子会社の所有する親会社株式(4,552百万円、14,140百万円、17,191百万円)を加えたものであります。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：百万円）

項目	平成12年3月末		平成13年3月末		平成14年	
	さくら銀行	住友銀行	さくら銀行	住友銀行	3月末	
基本的項目	資本金	1,042,695	752,832	1,042,706	752,848	1,326,746
	うち非累積的永久優先株	402,772	250,500	402,577	250,500	650,500
	新株式払込金	—	—	—	—	—
	資本準備金	899,521	643,080	899,521	643,080	1,326,758
	うち非累積的永久優先株	402,772	250,500	402,577	250,500	650,500
	利益準備金	127,691	105,619	131,261	110,159	—
	任意積立金	56,028	165,535	56,028	165,532	221,548
	次期繰越利益	59,585	32,988	109,027	67,299	122,955
	その他の剰余金	/	/	/	/	357,614
	その他	285,453	531,070	285,575	567,059	869,793
	その他有価証券の評価差損()	/	/	/	/	297,950
	自己株式()	/	/	42	4	283
	営業権相当額()	—	—	—	—	—
計 (A)	2,470,975	2,231,125	2,524,077	2,305,975	3,927,183	
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額	—	—	—	—	/
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	/	/	/	/	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	36,450	125,180	31,596	121,230	73,568
	一般貸倒引当金	198,802	357,574	142,826	224,953	872,338
	負債性資本調達手段等	1,286,823	1,651,168	1,111,006	1,651,808	2,544,424
	計	1,522,076	2,133,922	1,285,429	1,997,991	3,490,330
うち自己資本への算入額 (B)	1,522,076	2,133,922	1,285,429	1,997,991	3,409,200	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—	—	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	—	—	—	
控除項目	控除項目 (D)	999	53,766	16,999	58,766	55,349
自己資本額 (A)+(B)-(C)-(D) (E)	3,992,051	4,311,281	3,792,507	4,245,199	7,281,033	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	29,627,511	31,682,488	29,547,565	32,166,297	57,965,018
	オフ・バランス取引項目	2,151,879	2,787,025	2,157,620	3,654,538	5,192,299
	信用リスク・アセットの額 (F)	31,779,391	34,469,513	31,705,185	35,820,835	63,157,317
	マーケット・リスク相当額に係る額(H)/8%(G)	137,925	110,350	135,433	125,350	139,300
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	11,034	8,828	10,834	10,028	11,144
計 ((F)+(G)) (I)	31,917,316	34,579,863	31,840,619	35,946,185	63,296,617	
単体自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(I)×100	12.50%	12.46%	11.91%	11.80%	11.50%	

(注) 1. その他の剰余金は資本準備金減少差益であります。

2. 本表の平成12年3月末の資本金(さくら銀行1,042,695百万円、住友銀行752,832百万円、以下同順)は、貸借対照表上の資本金(1,042,706百万円、752,848百万円)から自己株式(10百万円、16百万円)を控除したものであります。

(補足)

「連結自己資本比率 (国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び、「単体自己資本比率 (国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の3件の優先出資証券が含まれております。

発行体	SB Treasury Company L. L. C. (“ SBTC-LLC ”)	SB Equity Securities (Cayman) Limited (“ SBES ”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited (“ SPCL ”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成 20 年 6 月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成 21 年 6 月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成 21 年 1 月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800 百万米ドル	340,000 百万円 Series A-1 315,000 百万円 Series A-2 5,000 百万円 Series B 20,000 百万円	283,750 百万円 Initial Series 258,750 百万円 Series B 25,000 百万円
払込日	平成 10 年 2 月 18 日	Series A-1 平成 11 年 2 月 26 日 Series A-2 平成 11 年 3 月 26 日 Series B 平成 11 年 3 月 1 日	Initial Series 平成 10 年 12 月 24 日 Series B 平成 11 年 3 月 30 日
配当率	固 定 (ただし平成 20 年 6 月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150 ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変 動 (金利ステップアップなし) Series A-2 変 動 (金利ステップアップなし) Series B 固 定 (ただし平成 21 年 6 月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)	Initial Series 変 動 (金利ステップアップなし) Series B 変 動 (金利ステップアップなし)
配当日	毎年 6 月・12 月の最終営業日	毎年 6 月・12 月の最終営業日	毎年 7 月 24 日と 1 月 24 日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される (停止された配当は累積しない)。 当行が自己資本比率/Tier1 比率の最低水準を達成できない場合 (ただし配当停止は当行の任意) 当行につき、清算、破産または清算的公司更生が開始された場合 当行優先株 ^(注2) または、普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される (停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^(注1) 」が発生した場合 当行優先株 ^(注2) への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株 ^(注2) 及び SBTC-LLC が発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^(注3) への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される (停止された配当は累積しない)。 当行優先株 ^(注2) について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合 (但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合 (但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行なった場合
配当制限	規定なし	当行優先株 ^(注2) への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^(注3) への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株 ^(注2) への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^(注3) への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券 ^(注3) への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株 ^(注2) 及び SBTC-LLC が発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注4)(注5)} 。	本優先出資証券 ^(注3) への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額 (当行優先株 ^(注2) への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^(注6) 。
強制配当	当行直近営業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の 12 月及び翌暦年の 6 月における配当が全額なされる。	当行直近営業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の 12 月及び翌暦年の 6 月における配当が全額なされる。但し、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。	当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する 2 配当支払日 (同年度末を含む暦年の 7 月及び翌暦年の 1 月)における配当が全額なされる。但し、上記の「配当停止条件」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株 ^(注2) と同格	当行優先株 ^(注2) と同格	当行優先株 ^(注2) と同格

(注)1. 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率/Tier1 比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(④清算事由 清算、破産または清算的公司更生)の発生、⑤会社更生、会社整理等の手続開始、⑥監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし、この場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる優先株。今後発行される優先株を含む。

3. 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. SBES の配当可能利益制限における予想配当可能利益の勘案

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5. SBES 以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SBES 以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数に乗じて得られる金額の範囲内であればならない。

6. SPCL 以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SPCL 以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数に乗じて得られる金額の範囲内であればならない。